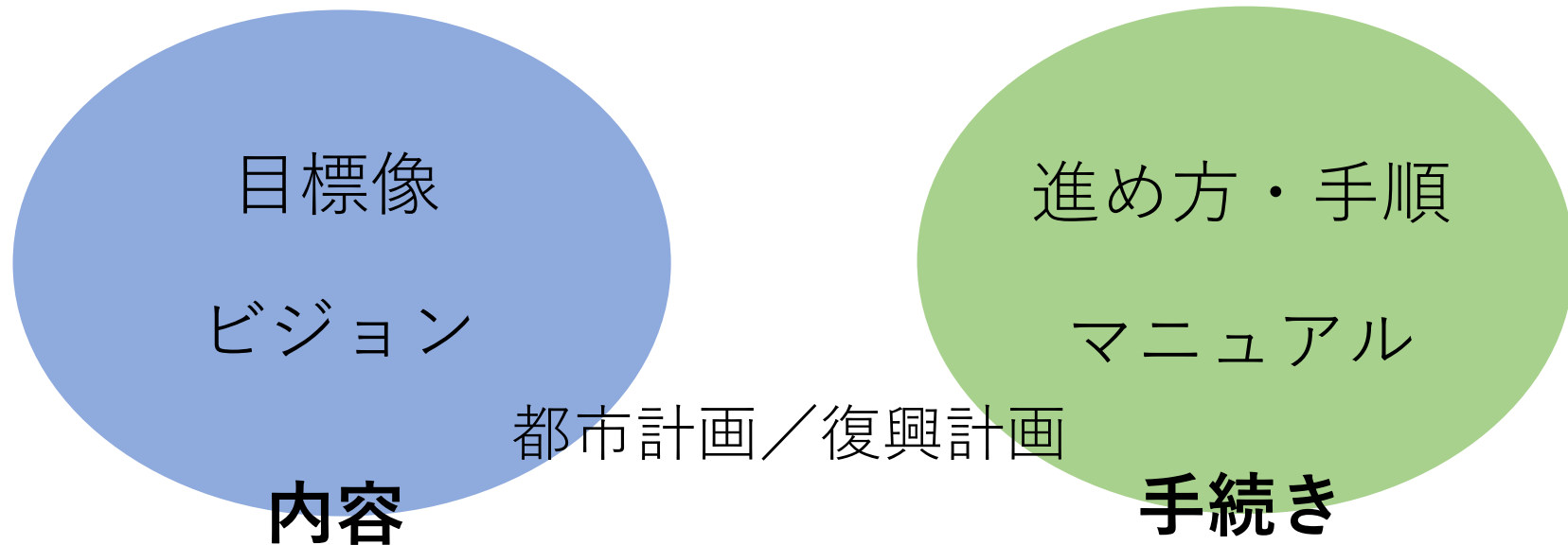


- ① 「事後に合意すべきこと」とは何か？
- ② 「事前に準備しておくこと」で対応できるのか？



時間短縮への期待？
専門家の技術への信頼？
災害＝都市改造の契機？

住民参加の位置づけ
区市町村・東京都・国の関係
行動指針

- ① 「事後に合意すべきこと」とは何か？
- ② 「事前に準備しておくこと」で対応できるのか？
- ③ **内容と手続きは、どのような規範に依拠しているか？**
- ④ **日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？**

規範

都市計画／復興計画

2011 東日本大震災
1995 阪神淡路大震災
1968 新都市計画法
1947 日本国憲法
1923 関東大震災
1919 旧都市計画法

③ 内容と手続きは、どのような規範に依拠しているか？

都市計画法_1968

第一条（目的）この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて**国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進**に寄与することを目的とする。

憲法_1947

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に**公共の福祉のために**これを利用する責任を負ふ。

第十三条（基本的人権の尊重）すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十二条（居住、移転及び職業選択の自由）何人も、**公共の福祉に反しない限り**、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十九条（財産権）財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、**公共の福祉に適合するやうに**、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

現状保障

③ 内容と手続きは、どのような規範に依拠しているか？

憲法は、各条が保障する**個人の権利を制限する文脈に公共の福祉の有無**を位置付ける

～ 公共の福祉に反しない限り ～

～ 公共の福祉に適合するやうに ～

都市計画法は、個人の権利には触れず、**公共の福祉の増進**を目的とする

→ 都市計画の依拠する規範

= 個人の権利を制限するに値する公共の福祉があり、それを増進させるべき

公共の福祉の増進とは、どういう状態なのか？ どう判断できるのか？

→ 多様な要素による複雑な影響の分析は不可能

個人の状況がどのように影響を受けているかも不明

判断基準によって結論はどうにでもなる

判断基準をどう設定するか？

④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？

カール・シュミット 1888-1985 政治学者

主権者とは例外状態について判断する者である。

法が予想できない例外状態が生じるが、主権者の論拠となる国家さえ存在していれば、主権者による秩序(政治的なもの)が機能する。

ジョルジョ・アガンベン 1942- 哲学者

例外状態としての強制収容所

人々のむき出しの生(ホモ・サケル)を生成維持している主権権力や例外状態を不可視化／擬制し、放置もしくは黙認している法(社会)を批判する。

→当事者と(非当事者である)社会という主体によって、
緊急／例外、と、日常／原則 としての状態の擬制を外して、
事実を理解する必要がある。

④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？

例外・緊急

法が無い、法の停止
政治的なものによる秩序

不可視化・擬制

主権者の決断

日常・原則

④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？

例外

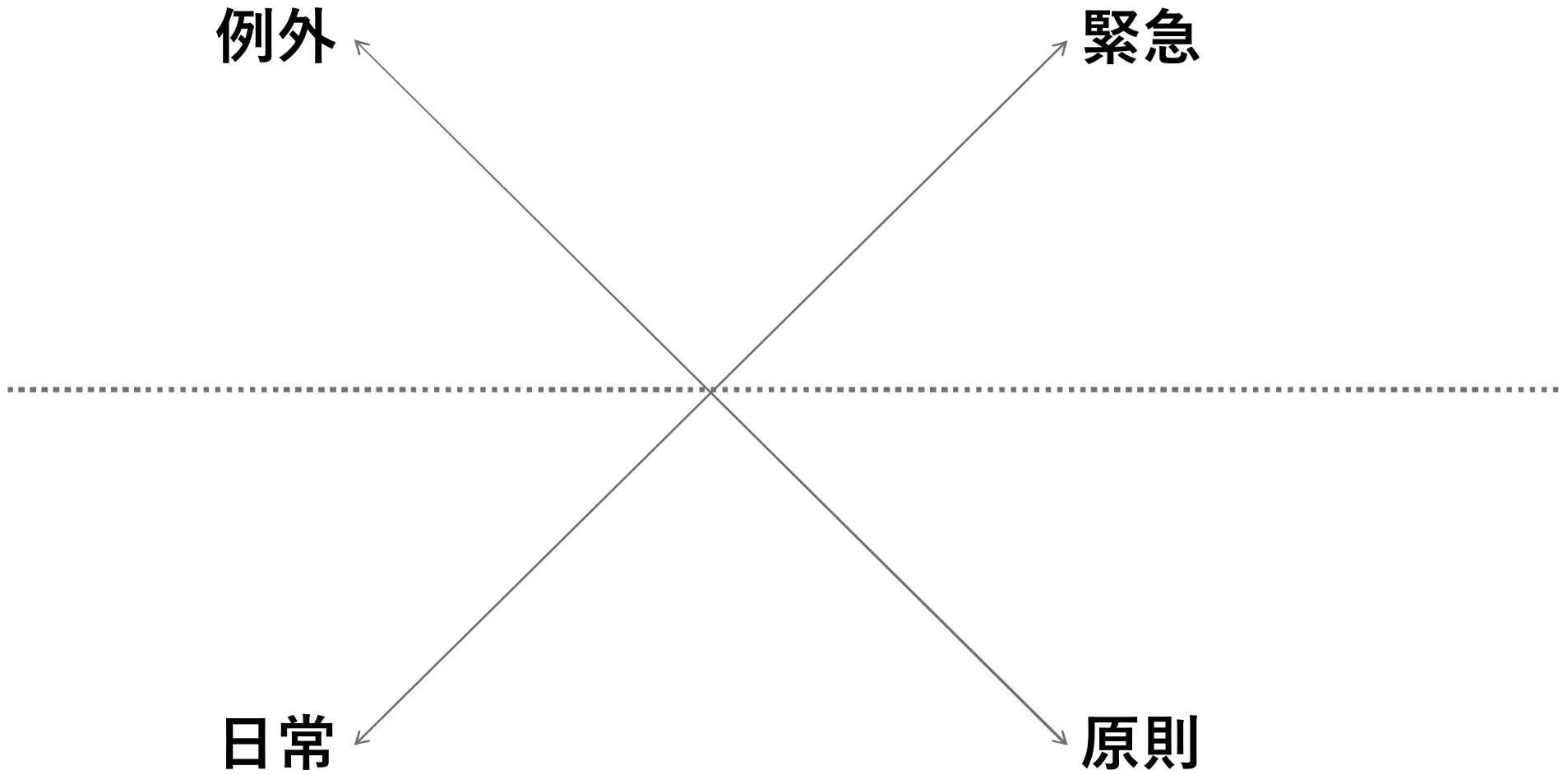
緊急



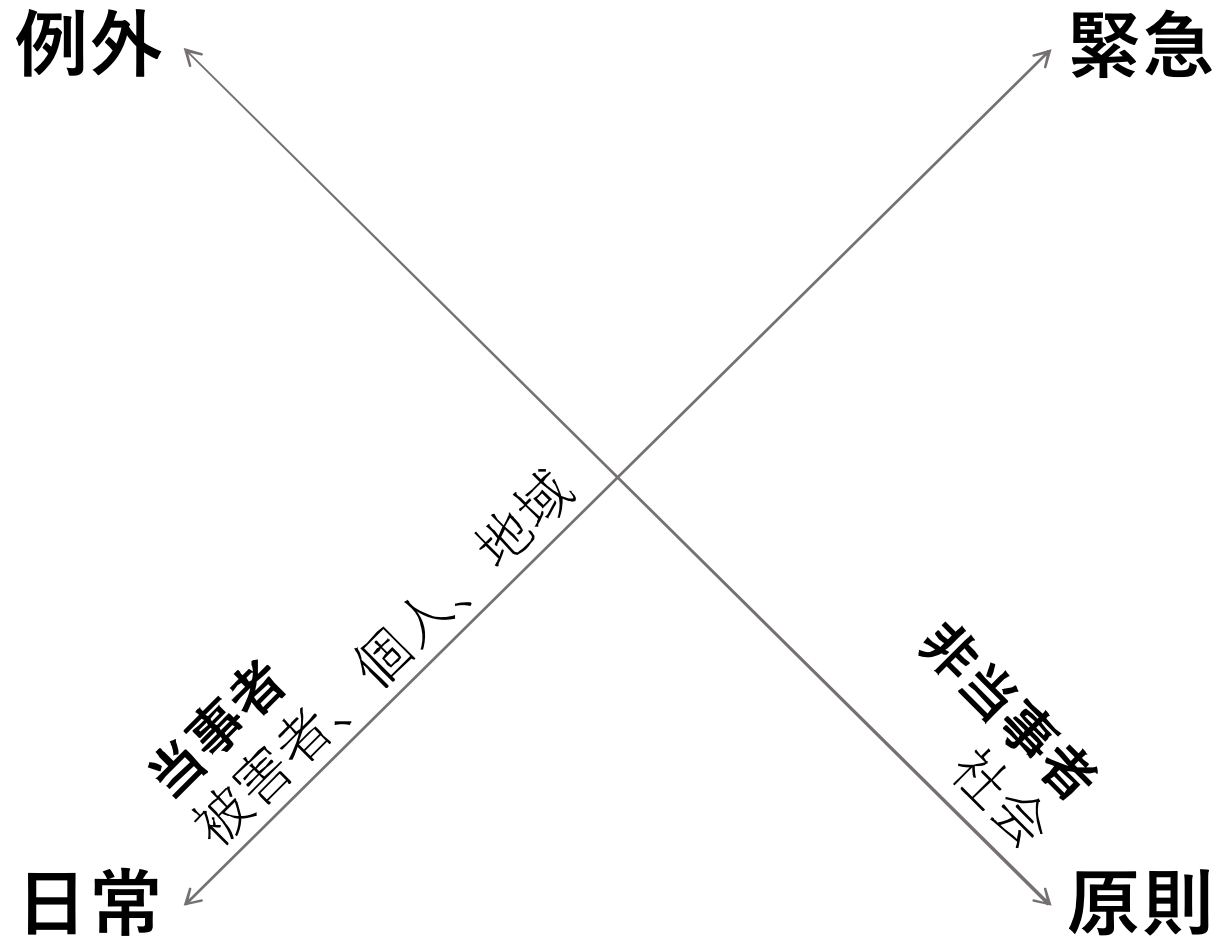
日常

原則

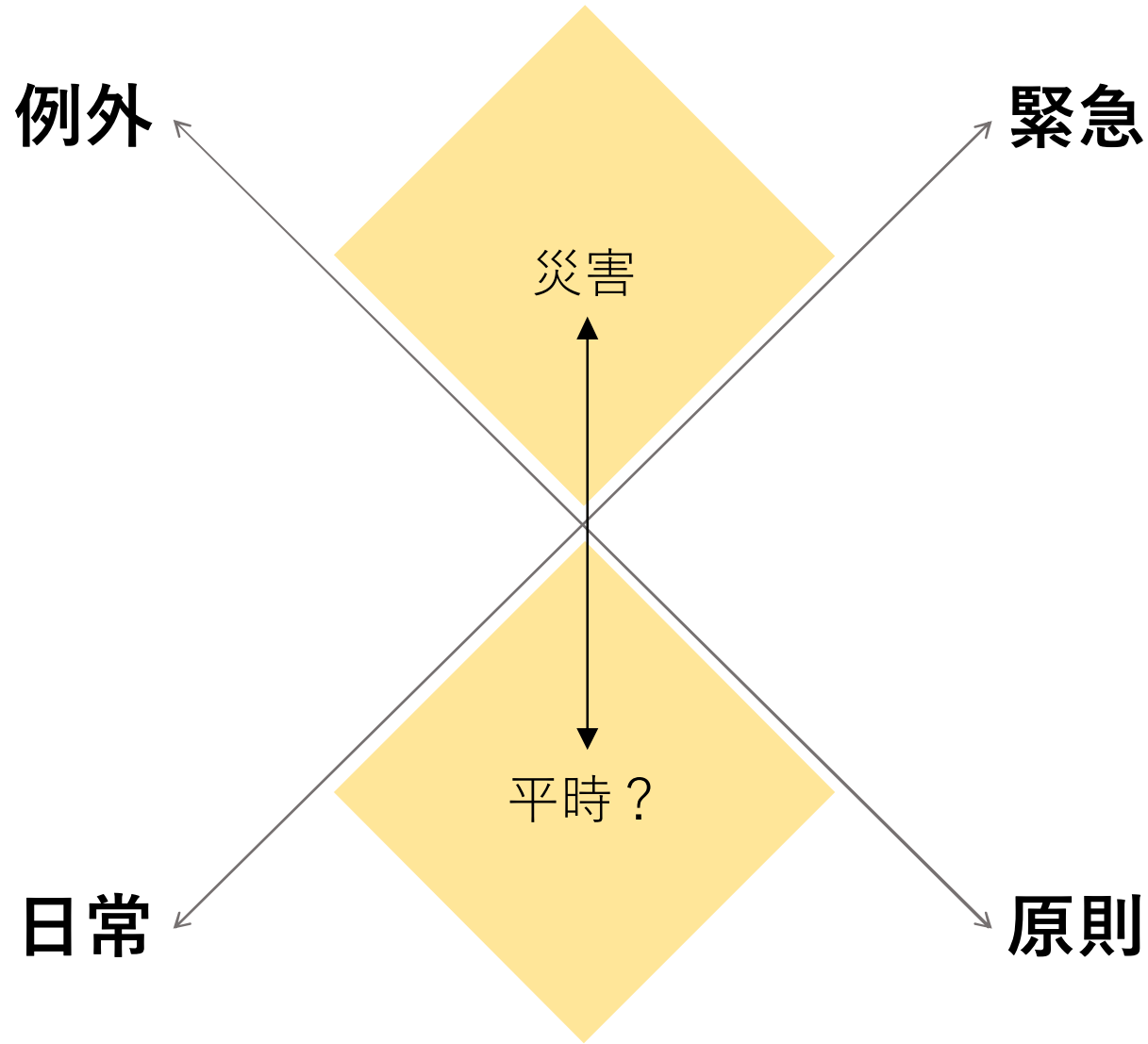
④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？



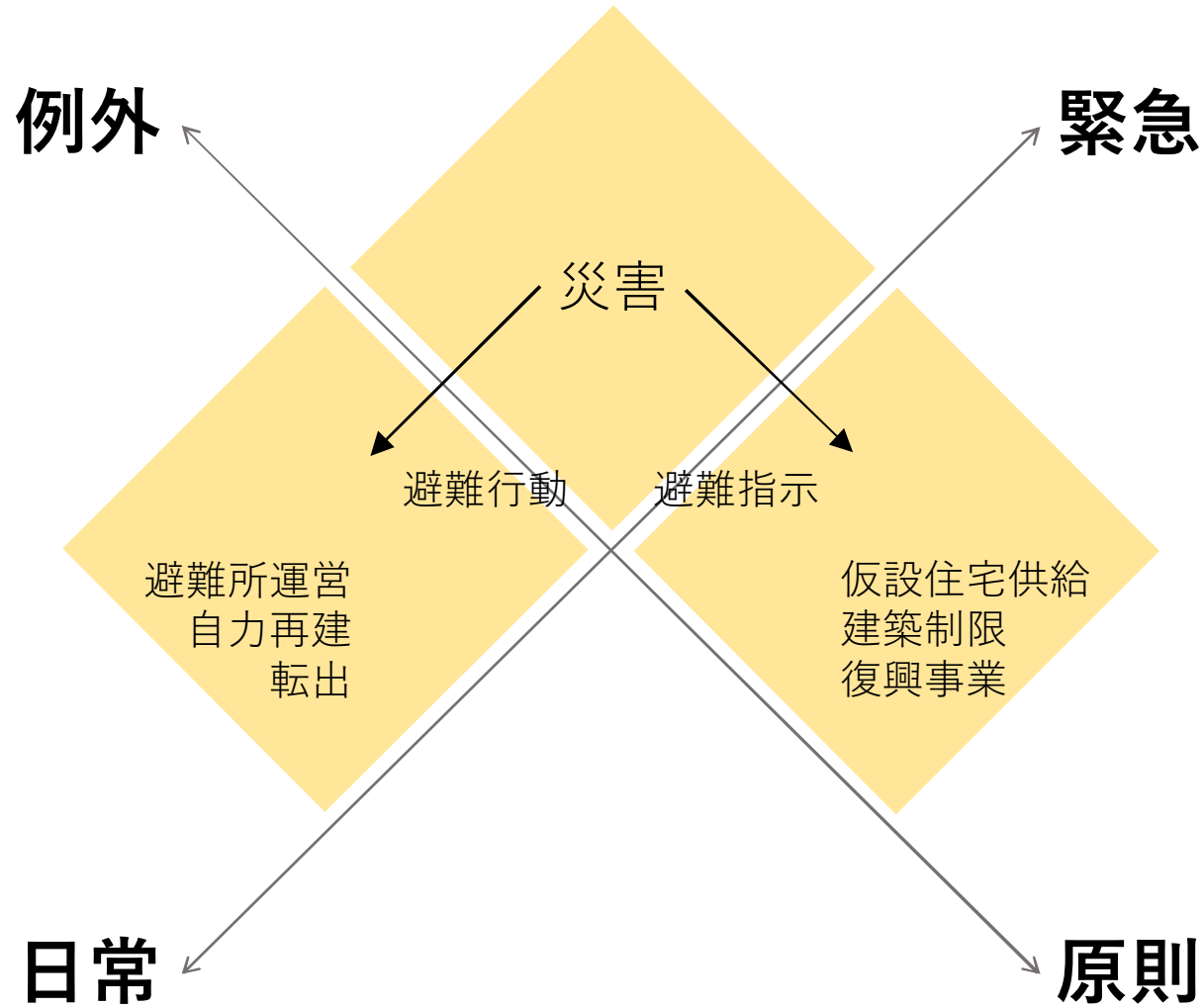
④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？



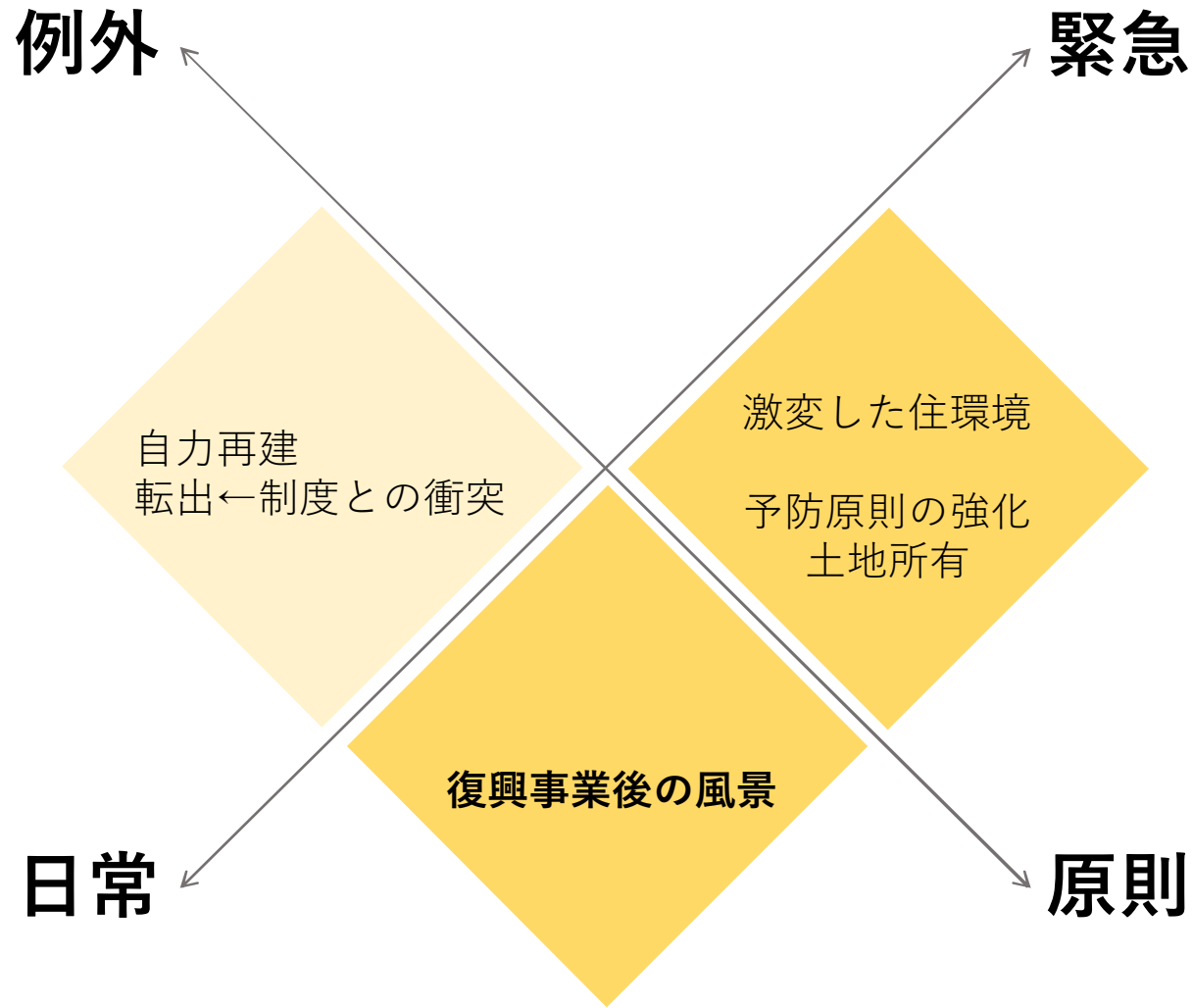
④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？



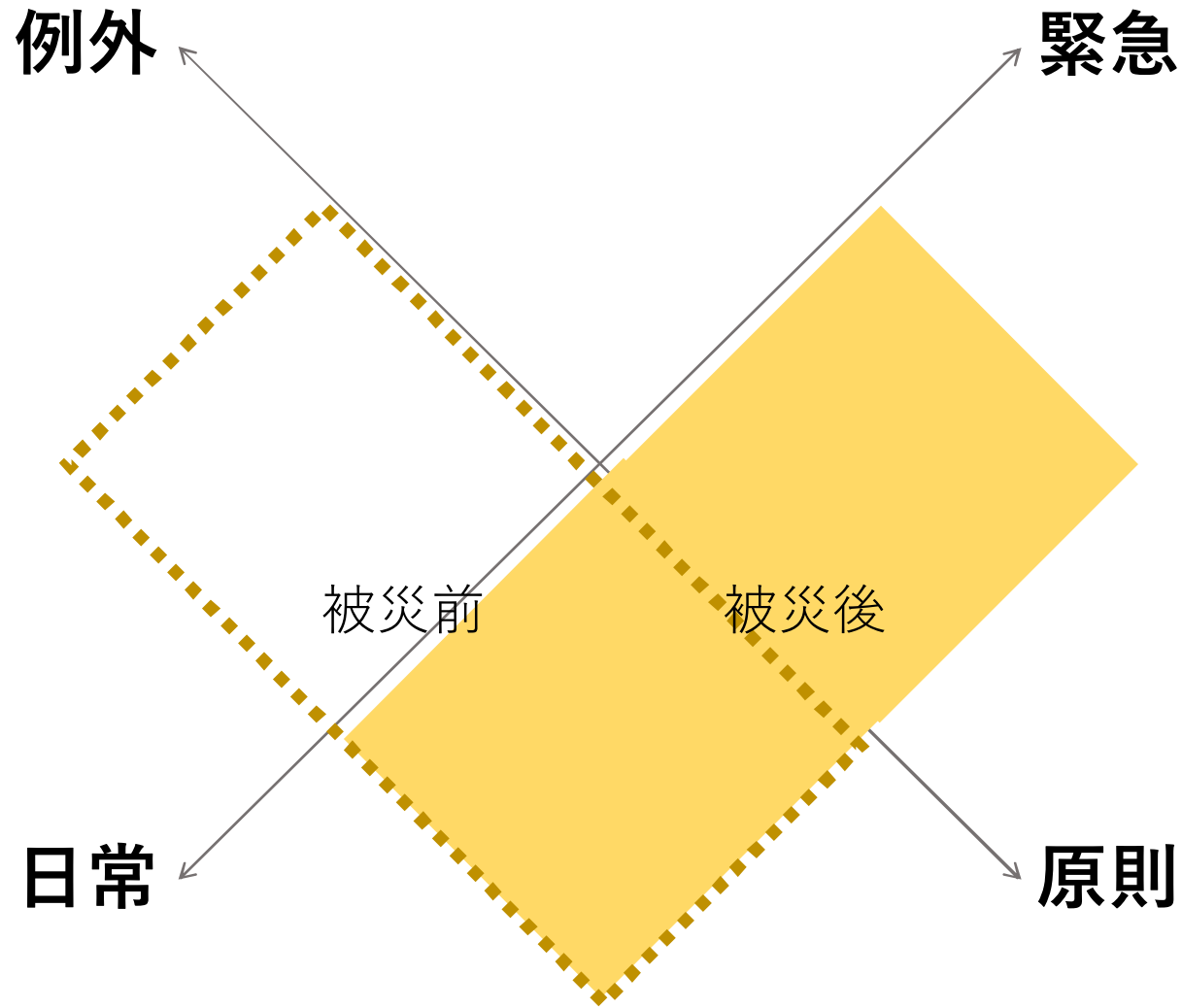
④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？



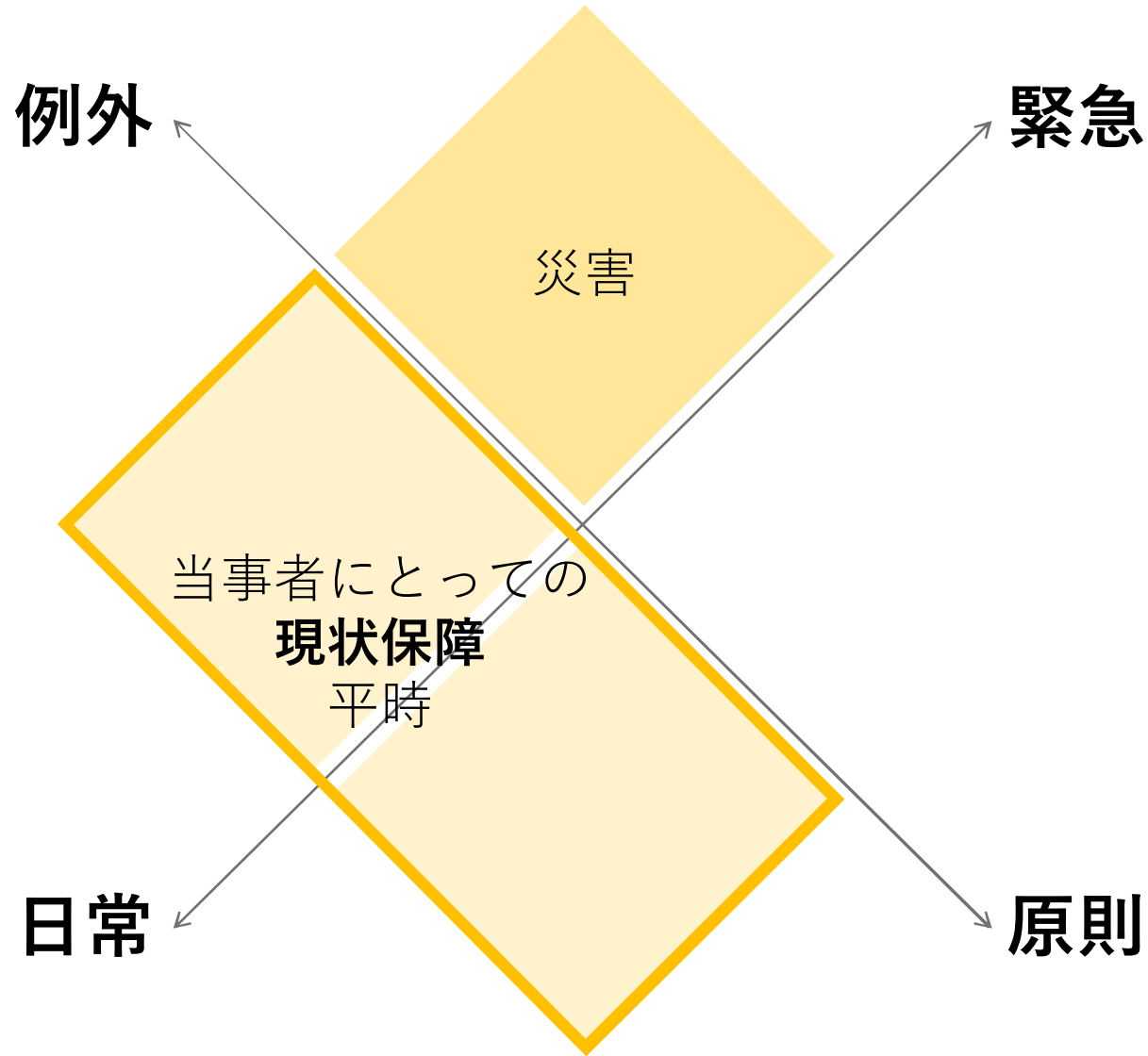
④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？



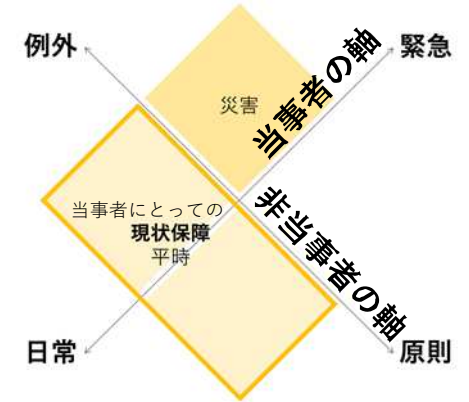
④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？



④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？



- ① 「事後に合意すべきこと」とは何か？
- ② 「事前に準備しておくこと」で対応できるのか？
- ③ 内容と手続きは、どのような規範に依拠しているか？
- ④ 日常と緊急、事前と事後は、どのような関係か？



都市計画における規範とは、公共の福祉の増進のために、個人の現状保障を抑制するべきであるという考え方だ。復興計画においても同様だ。

しかし、個人にとっての緊急状態とは、日常の破壊や喪失であり、**被災後においては被災時点の現状保障を原則として、適正な手続きがある場合には改変できるという例外**を設けることが、社会的に合理的だ。

- ① 「事後に合意すべきこと」とは、被災時点の現状保障を原則とすること
改変したいなら、事前に事後の議論を重ねておいて例外を選択できるようにしておく
- ② 事前に準備しておくことで対応できる

- 課題・議論を重ねるための「都市の住民」(都市計画法第3条)の単位設定
- ・土地の貨幣的価値を(緊急時に)顕在化させない仕組み